

茨木市コスト表記実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、印刷物及び公共工事について、事業実施に係る経費をわかりやすい形で表示すること（以下「コスト表記」という。）に関して必要な事項を定めることにより、市政の透明性の確保と職員のコスト意識の高揚を図ることを目的とする。

(印刷物のコスト表記)

第2 コスト表記対象の印刷物は、次の各号のいずれにも該当する印刷物（広報誌、報告書、パンフレット、ポスター等）とする。ただし、印刷経費について計上又は確定できないものについては、この限りではない。

- (1) 一般市民を対象に作成するもので、全部又は一部を外部発注するもの
- (2) 市が発行するもの。ただし、他の団体と共同で発行する印刷物については、相手方の同意を得たもの
- (3) 無償配布のもの

2 コスト表記の内容は、次のとおりとする。ただし、市職員の人件費は含まないものとする。

- (1) 作成部数及び一部当たりの単価（経費総額（消費税を含む。）を総部数で除したもの。1円未満の端数は切り捨てる。）を印刷物の末尾など見やすい位置に表示すること。
- (2) 企画、調査、デザイン、印刷などを一括して委託した場合においても、前号と同様とする。

3 コスト表記の表示例は、別表第1のとおりとする。ただし、この要綱の目的を踏まえ、適宜創意工夫を加えることは可能とする。

(公共工事のコスト表記)

第3 コスト表記対象の公共工事は、次の各号のいずれにも該当する公共工事とする。

- (1) 原則として工事請負費で実施するもの
- (2) 金額が2,000,000円以上のもの
- (3) 市が発注するもの。ただし、他の団体と共同発注している場合については、相手方の同意を得たもの

2 コスト表記の内容は、次のとおりとする。ただし、市職員の人件費は含まないものとする。

- (1) 請負額（消費税を含む。1万円未満の端数は切り捨てる。）を「工事表示板」等に表示すること
- (2) 請負額は、当初契約額を表示することとし、工事契約の変更の都度書換えは、行わないこととする。

3 コスト表記の表示例は、別表第2のとおりとする。ただし、実施に当たっては、この要綱の目的を踏まえ各実施部局等において詳細事項を定めることができるものとする。この場合において、コスト表記をすることが事業の実施に著しく支障をきたすおそれのあるときや市民の目に触れる機会が少なく、その効果が期待されないと判断される場合は、この限りではない。

(その他)

第4 印刷物及び公共工事以外のものについても、コスト表記することがこの要綱の目的に照らし効果的なものがある場合は、この要綱の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

別表第 1

表示例 1（印刷のみ外部発注した場合）

「このポスターは〇〇〇枚作成し、1枚当たりの単価は〇〇円です。」

表示例 2（企画から印刷まで全てを委託した場合）

「このパンフレットは企画から印刷まで全てを外注し、作成しています。」

（〇〇〇部作成、1部当たりの単価〇〇円）

別表第 2

表示例（工事請負費の場合）

「請負額〇〇〇万円」